

地域と税の情報誌 あや

2023
春
No.199

【特集】活かし方それぞれ。四谷法人会



それぞれの目的にあった四谷法人会の活動

公益社団法人四谷法人会は、税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業、地域の経済社会環境の整備改善等を行うための事業、会員のための福利厚生事業や会員相互の親睦・異業種交流に関する事業など多岐にわたる活動を行なっています。

税を巡る諸環境の整備改善を図るために、新設法人説明会、決算法人説明会、法人税申告書の書き方講座や支部、部会による税務研修会など税知識の普及を目的とする事業、租税教育用下敷の無償配布、税に関する絵はがきコンクール及び表彰式など納税意識の高揚を目的とする事業、税制改正の提言などを行なう税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業を行なっています。

地域の経済社会環境の整備改善等を行うために、経営実務研修会、講演会を実施する地域企業の健全な発展に資する事業、新宿シティハーフマラソンへの参加並びに助成金の拠出、地球温暖化対策並びに地震対策への取り組み、特別講演会の開催などの地域社会への貢献を目的とする事業を行なっています。

また、会員のための福利厚生事業や会員相互の親睦・異業種交流に関する事業があります。

このように四谷法人会では会員対象の行事・活動だけでなく、地域の皆様を対象とした講演会等の開催や地域の団体が主催する行事への協賛、後援や行事に参加するなど、様々な形で活動しています。

会員の皆様だけでなく、入会を検討されている方、地域の皆様もご興味のある活動に参加されてみてはいかがでしょうか。皆様それぞれにあった四谷法人会の行事、活動が見つかると思います。

このあと、最近開催された行事、活動を紹介いたします。



令和5年に無償配布された租税教育用の下敷

■もくじ■ よつや 第199号

表紙 新宿シティハーフマラソン 聖徳記念絵画館前を通過していきます。

わせだ新宿百景 No.32

■【特集】活かし方それぞれ、四谷法人会	行動する法人会..... 14
特別講演会「外国人から見る日本の魅力」..... 3	四谷法人会トピックス..... 16
第20回新宿シティハーフマラソン..... 4	事業活動報告..... 18
研修会・講習会を開催..... 4	新入会員名簿●12月～2月..... 18
令和4年度「税に関する絵はがきコンクール」表彰式..... 5	■地域の話題・くらしの知識
地球温暖化対策報告書の提出..... 5	よつや健康お届け隊●インターバル散歩..... 19
■税務のポイント	法律問答あれやこれや
令和5年度税制改正大綱..... 6	第35回●所在が不明の株主..... 20
四谷税務署からのお知らせ..... 8	面白発明にチャレンジしよう
新宿都税事務所からのお知らせ..... 10	第86回●聞けるくん..... 21
■四谷法人会会員のひろば	四谷・牛込今昔物語
四谷法人会からのお知らせ..... 11	第8回●四谷四丁目交差点・太宗寺..... 22
喜楽訪問 第97回●珠エリテ・ラ・トラディション..... 12	e-Tax、マイナンバー広報大使..... 24

四谷法人会主催 特別講演会

外国人から見る日本の魅力

グローバル化のチャレンジをビジネスチャンスにしましょう！

講師

株式会社ジャーマン・インターナショナル

代表取締役社長 ジャーマン・ルースマリー氏



日時 令和5年2月6日(月) 午後2時30分～4時
会場 グランドヒル市ヶ谷 美蓉の間
参加者 31名

四谷法人会公益事業委員会主催の特別講演会を令和5年2月6日に開催しました。

1988年の来日以来32年間日本に滞在され、日本のインバウンド対策の第一線を走り、NHK「しごとの基礎英語」などに出演されている株式会社ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長ジャーマン・ルースマリー氏をお迎えして「外国人から見る日本の魅力：グローバル化のチャレンジをビジネスチャンスにしましょう！」と題してご講演いただきました。

日本滞在32年の経験と、来日当時と現在の比較などから「世界中からやって来た日本長期滞在者が絶賛する日本人」「日本の可能性に自信を持ちましょう！」等、コロナ禍で停滞する日本に、日本の良いところ、国際化が進んでいることを力説されました。

最後に、「遠慮しない心を持ったコミュニケーションと工夫でこれからの新時代を楽しくむかえましょう！」(笑)で締めてくださいました。



令和4年度「税に関する絵はがきコンクール」表彰式



応募作品の展示
新宿区役所

前号(198号)でご紹介しました令和4年度「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が新宿区立の各小学校で行なわれました(一部の小学校には賞状等を郵送いたしました)。

受賞された皆様おめでとうございます。

また、ご協力いただきました関係各位に改めて御礼申し上げます。



津久戸小学校
令和4年11月14日



四谷第六小学校
令和4年11月11日



余丁町小学校
令和4年11月7日



東戸山小学校
令和4年11月28日



富久小学校
令和4年11月25日



市谷小学校
令和4年11月22日



四谷小学校
令和4年11月21日



応募作品の展示
四谷区民センター(右)、
単独区民センター(左)



皆様も令和4年度分地球温暖化対策報告書の提出に「協力をお願いいたします」。

令和4年度(令和4年4月15日～5年3月1日)の提出期限は令和5年12月15日(任意提出の場合)です。

作成は簡単です。まず、1年間の電気、ガス、水道などの使用量を把握、次にホームページの「報告書の作成」で作成し、そして提出します。

皆様が令和4年度分地球温暖化対策報告書の提出に「協力をお願いいたします」。

令和4年度(令和4年4月15日～5年3月1日)の提出期限は令和5年12月15日(任意提出の場合)です。

地球温暖化対策報告書制度は、報告書作成の過程で皆様のCO2排出状況を把握し、具体的な対策の実施につなげることで、温暖化対策に取り組むことを目的とした制度です。温暖化対策が求められる昨今、報告書を作成することで、使用量を把握する習慣が付き、光熱水費の削減につながり、さらに、温暖化対策に取り組む事業者として、東京都のホームページに掲載され、PRシートの活用も可能であり、省エネ設備取得を支援するための法人事業税の減税制度の活用が可能となるなどのメリットも。

四谷法人会をはじめ都内の法人会では、地域貢献活動の一環として、東京都の「地球温暖化対策報告書」の提出に取り組んでいます。

皆さんも取り組みませんか！ 『地球温暖化対策報告書』の提出

制度の概要 下記URLを参照の上、ご参照ください。
地球温暖化対策報告書制度 <https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka>
報告書の作成方法
地球温暖化対策報告書 報告書の作成 <https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/report>

第20回新宿シティハーフマラソン

四谷法人会はゼッケンスポンサーとして協力

日時 令和5年1月29日(日)

会場 国立競技場

参加者 23名(ハーフマラソン14名、10km9名)

令和5年1月29日、第20回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン(主催：新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン実行委員会、公益財団法人東京陸上競技連盟、公益財団法人新宿未来創造財団)が開催されました。今回で20回を数えるこの大会は、新型コロナにより3年ぶりの開催となり、快晴のもと1万人を超えるランナーが新宿の街を走り抜けました。

今年は、吉住新宿区長の号砲で国立競技場をスタートし、御苑トンネルをくぐり、名所神楽坂を駆け上がり、国立競技場にゴールするハーフマラソンのほか、10km、3km、2kmの各部門、ファミリーラン・ファンラン、未就学児の「ひよこ」など、多彩な内容で開催されました。

四谷法人会からは、青年部会を中心に合計23名(ハーフマラソン14名、10km9名)が四谷法人会のビブスを着用して出場しました。

また、四谷税務署からも山本署長はじめ職員の方が3km、10kmなどの部に参加されました。

四谷法人会は今年も3kmの部のゼッケンスポンサーとして大会に協力いたしました。



研修会・講習会を開催

四谷法人会では税知識の普及を目的とする事業として、定期的に各種研修会を開催しています。原則無料(簿記講座、法人税申告書の書き方講座は有料)で、会員以外の方も参加できます。

税に関する知識や簿記、会計に関する技能をしっかりと身につけることができ、簿記講座を受講され検定試験で合格された方もいらっしゃいます。

- 1 新設法人説明会(年6回、偶数月ごとに開催)
- 2 決算法人説明会(原則毎月1回)
- 3 法人税申告書の書き方講座(全9回の連続講座)
- 4 法人税実務基礎講座(全5回)
- 5 源泉部会税務研修会(年10回の予定)
- 6 記帳税務相談(毎月1回)
- 7 簿記講座
- 8 (基礎7回、初級10回、中級16回のコース構成)
- 9 支部税務研修会
- 10 部会税務研修会
- 11 税制改正研修会



また、四谷法人会公益事業委員会では、救命講習の「救命入門コース」と救命入門コースを受講された方を対象に「ステップアップ講習」をそれぞれ開催しています。

研修会・講習会の詳細については、四谷法人会事務局までお問い合わせください。

令和5年度 税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンインベション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することとなる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みに よる取得	発行法人以外 からの購入
投資金額 の下限額	大企業 1億円以上 中小企業 1千万円以上 海外企業 5億円以上	5億円以上 海外企業は 対象外
投資金額 の上限額	50億円	200億円
特定事業活動 の継続期間	3年	5年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかると軽減税率については、下限を2%から1%に引き上げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究

費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除率の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術革新強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。試験研究費割合が12%を超え、増減試験研究費割合が12%を超えた割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開発事業等との共同研究及び特別新事業開発事業等への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年4月1日より、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2022年まで	2023年まで	2024年から 恒久化
非課税 保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税 投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠 1,200万円)
年間投資 可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠 120万円 成長投資枠 240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

消費税関係

(1) 売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2) 1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高

(5) ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に変更されます。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4) 特定中小会社設立発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得した年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別で、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の

(3) 適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。事実上、振込手数料分の債引きに對する特例です。

(4) 登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1) グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2) 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税

課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与が課税されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税

の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキヤブ保存制度について、解像度、画調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性の重要な書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用い、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは、TIS税理士法人

税理士 飯田 聡二
TEL 03-5563-5050
FAX 03-5563-5449
HP <https://www.tis-office.jp/>

東京法人会連合会